

京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) アカデミック・ハラスメント            教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は修学上の不適切な言動</p> <p>(3) パワー・ハラスメント            教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動</p> <p>(4) } (略)</p> <p>(5) }</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) アカデミック・ハラスメント            教員がその職務上の地位又は権限<u>その他人間関係等の優位性を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う業務の適正な範囲を超えた</u>研究若しくは教育上又は修学上の不適切な言動</p> <p>(3) パワー・ハラスメント            教職員がその職務上の地位又は権限<u>その他人間関係等の優位性を不当に利用して他の教職員に対して行う業務の適正な範囲を超えた</u>就労上の不適切な言動</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年1月1日から施行する。</p>